

伊佐市公告第34号

一般競争入札による市有財産の立木売却について

市有財産の立木売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成24年3月1日

伊佐市長 隈元 新

記

1. 入札に付する事項

(1) 物件の表示

所在地及び地番	樹種	本数 (本)	伐採面積 (㎡)	材積 (㎥)	備考
伊佐市菱刈南浦字松峰891番地3	ヒノキ その他広葉樹 ヒノキ（パルプ）	272	3082.00	73.916	ヒノキ 55本 その他広葉樹 145本 ヒノキ（パルプ） 72本

(3) 伐採搬出期限

平成24年4月24日（火）

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 市との間で売買契約を締結する能力を有しない者（未婚の未成年者で売買契約について親権者又は未成年後見人の同意を有しない者等）及び破産者で複権を得ない者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び同条第6号の規定に該当する及び警察当局から排除要請がある者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (5) 市税（伊佐市外の者については、該当する市町村税）の滞納がある者

### 3. 入札参加申込み

(1) 本入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書及び必要書類（以下「申込書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに提出しない者は、本入札に参加することはできない。※ 一般競争入札参加申込書は、伊佐市財政課管財係(大口庁舎別館2階)にあります。

ア 個人の場合 参加申込書、身分証明書、印鑑登録証明書、市町村税納税証明書各1通

イ 法人の場合 参加申込書、法人登記簿謄本、印鑑証明書、市町村税納税証明書各1通

#### (2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

郵送又はファクシミリによる提出は、受け付けない。

ア 期間 平成24年3月1日(木)から平成24年3月19日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 場所 伊佐市財政課管財係(大口庁舎別館2階)

ウ 提出部数 1部

### 4. 現地説明会

(1) 日 時 平成24年3月12日(月) 午前9時30分

(2) 集合場所 伊佐市菱刈前目2106番地  
伊佐市役所菱刈庁舎駐車場

### 5. 入札の日時及び場所

(1) 日 時：平成24年3月21日(水) 午後2時

(2) 場 所：伊佐市大口里1888番地  
伊佐市役所 大口庁舎 本館2階大会議室

### 6. 入札保証金

(1) 入札保証金は、各自入札する金額(消費税相当額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額を、入札開始前までに現金で納めなければならない。この入札保証金には利息は付さない。

(2) 落札者の入札保証金は契約締結後に還付しますが、契約保証金に充当することができる。

(3) 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は違約金として市に帰属する。

(4) 入札保証金は、入札者の住所・氏名を記入押印し、封筒に入れて提出しなければならない。

(5) 入札保証金は、落札者に係るものを除き、入札終了後還付する。

### 7. 最低落札価格

最低落札価格 金70,000円

### 8. 入札書の提出方法

(1) 入札書は、本市所定の様式に入札する金額(消費税を含まない金額)と入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。

(2) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該一般競争入札に参加する他の者を代理することはできない。

(3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、当該一般競争入札に関する代理委任状を、入札

前に契約担当者に提出しなければならない。

- (4) 入札書に記載した入札金額は、訂正することができないものとする。
- (5) 入札参加者は、各個人及び各法人1名を超えて入札会場に入室できない。
- (6) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

## 9. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の金額を訂正した入札
- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね2人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項の入札に対して2通以上の意思表示をした入札
- (10) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (11) 入札保証金が不足している入札、又は入札保証金が付されていない入札
- (12) 本市入札心得書の条項に違反する入札
- (13) その他必要事項を確認できない入札

## 10. 入札書の撤回等

入札書は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

### 11. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低落札価格以上で最高の価格をもって入札した者とする。ただし、最高価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として最低落札価格以上の次順位者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。

### 12. 契約保証金

契約保証金は落札額の100分の10以上とし、契約の締結までに納入しなければならない。

### 13. 契約の締結

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、伊佐市財政課管財係へ記名押印した契約書の案を2部提出しなければならない。

### 14. 代金の支払い

代金は、契約締結後に発行する納入通知書により指定金融機関で支払わなければならない。その期日までに支払わないときは、その翌日から納入された日までの日数に年14.6%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

#### 15. その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法、地方自治法施行令及び伊佐市契約規則の定めるところによる。
- (2) 説明会への参加及び入札参加申請に必要な費用は、各参加者の負担とする。
- (3) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (4) すべての提出書類は、原則返還いたしません
- (5) 本公告についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

鹿児島県伊佐市大口里1888番地（〒895-2511）

伊佐市財政課管財係（大口庁舎別館2階）

TEL0995-23-1311（代表）

FAX0995-22-5344